

「22世紀に残す佐賀県遺産」支援事業費補助金交付要綱

第1条 (趣旨)

第2条 (交付の対象経費及び補助率)

第3条 (補助金の交付申請)

第1項

第2項

第3項

第4項

第4条 (補助金の交付の条件)

第1項

第2項

第3項

第4項

第5条 (申請の取下げ)

第1項

第2項

第6条 (状況報告)

第7条 (実績報告)

第1項

第2項

第3項

第8条 (補助金の交付)

第1項

第2項

第9条 (財産処分の制限)

第1項

第2項

第3項

第10条 (売り渡す場合の納付金)

第1項

第2項

第3項

第4項

第11条 (消費税及び地方消費税の仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

附則

附則

附則

附則

附則

(趣旨)

第1条 知事は、佐賀県美しい景観づくり条例（平成20年佐賀県条例第24号。以下「条例」という。）第8条第2項の規定に基づき、佐賀県遺産の保存及び活用を図るため、佐賀県遺産の認定の申請を行った者又は佐賀県遺産が所在する市町（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(交付の対象経費及び補助率)

第2条 知事は、補助事業者が佐賀県遺産の保存及び活用を図るため、当該佐賀県遺産の建造物の修理、移築、買取り若しくは建造物の良好な景観の保全・形成及びその活用に資する各種活動を行おうとする場合又は当該佐賀県遺産の地区の良好な景観の保全・形成及びその活用に資する各種活動を行おうとする場合において、予算の範囲内において補助金を交付することとし、当該補助に係る補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率等は、別表1及び別表2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とする。
- 3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 4 補助事業者は、間接補助事業者において当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定にしたがうこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容（補助金所要額、経費区分、事業計画、事業完了予定年月日等）を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、次に規定する変更については、この限りでない。
 - ア 補助金額に変更がなく、補助対象経費の区分間の20%以内の金額の変更
- (3) 補助事業を行うために締結する契約については、佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付け商第1251号佐賀県農林水産商工本部長通知）のとおり県内企業と契約す

るように努めること。

- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
 - (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿、証拠書類等を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
 - (7) 補助事業者は補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、規則第22条の規定に従い、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図ること。
 - (8) 規則第22条の場合で、知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、原則として当該収入の全部又は一部を県に納付すること。
- 2 市町は、間接補助金の交付に際しては、前項第2号ア及び第3号から前号までに掲げる条件を付さなければならない。この場合において、同項第2号ア及び第3号から前号までの規定中並びに佐賀県ローカル発注促進要領中「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「知事」とあるのは「市町長」と、「県」とあるのは「市町」と、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 3 第1項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。
- 4 第1項第4号の規定する中止又は廃止の承認を受けようとする場合の事業中止又は廃止の承認申請書は様式第3号のとおりとする。

(申請の取下げ)

- 第5条 交付の決定(変更交付決定を含む。)の内容又はこれに付された条件に不服があることにより交付の申請を取り下げようとする場合の、補助金交付申請の取下げ書は様式第4号のとおりとする。
- 2 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の日から10日間とする。

(状況報告)

- 第6条 知事は必要があると認めるときは、補助事業者に対し、事業遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

- 第7条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第5号のとおりとする。
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、毎年度当該補助事業完了の日(補助事業の廃止の承認を受けたときは当該承認の日)から30日を経過した日又は事業を実施した年度の3月末日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。ただし、補助金の全額が概算払で支払われた場合は、翌年度の4月10日までとする。

- 3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、間接補助事業者において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを減額して報告しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 この補助金は、精算払で交付するものとする。ただし、知事が必要であると認めるときは、概算払で交付することができるものとする。

- 2 精算払による補助金交付請求書は、様式第6号のとおりとし、概算払による補助金交付請求書は、様式第7号のとおりとする。

(財産処分の制限)

第9条 規則第22条のただし書きの別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

- 2 規則第22条第2号に規定する財産は、補助事業により取得し、又は効用の増加した取得額が50万円以上のものとする。
- 3 補助事業者は、第1項の規定により定められた期間内において、処分を制限された財産等を処分しようとするときは、様式第8号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(売り渡す場合の納付金)

第10条 県が修理等につき補助金を交付した佐賀県遺産のその当時の所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者（以下、この条において「所有者等」という。）は、補助に係る修理等が行われた後、当該佐賀県遺産を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金の額から当該修理等が行われた後当該佐賀県遺産の修理等のため自己の費やした金額を控除した金額（以下「納付金額」という。）を、県に納付しなければならない。

- 2 前項に規定する「補助金の額」とは、交付された補助金の額を、補助に係る修理等を施した佐賀県遺産につき耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている耐用年数を準用する。）で除して得た金額に、更に、当該耐用年数から修理等を行った時以後当該佐賀県遺産の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。
- 3 補助に係る修理等が行われた後、所有者等が当該佐賀県遺産を県に譲り渡した場合又はその他特別の事情がある場合には、県は、納付金額の全部又は一部の納付を免除することができる。
- 4 補助に係る修理等が行われた後、所有者等が当該佐賀県遺産を市町に譲り渡す場合は、納付金額の全部又は一部の納付に代わり、県は納付金額と同額を市町への補助金から控除し、補助するものとする。

(消費税及び地方消費税の仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、補助事業完了後、間接補助事業者において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9号により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入税額控除税額の全部又は一部の返

還を命ずるものとする。

附則

この要綱は、平成17年8月24日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成18年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成20年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成21年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成25年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和6年度分の補助金から適用する。

別表1（第2条関係）

【建造物に対する支援】※8

対象経費※1		補助事業者及び補助率	
		市町	佐賀県遺産の所有者
修理に要する経費 （事務費を除く。） ※2	文化的価値保存 ※3	対象経費×1/2以内 （千円未満の額は切り捨て、500万円を上限とする。）※7	対象経費×1/2以内 （千円未満の額は切り捨て、500万円を上限とする。）※7
	外観保存 ※4		
移設に要する経費（事務費を除く。） ※5		※11	
買取りに要する経費（事務費を除く。） ※6			
建造物の良好な景観の保全・形成及びその活用に資する各種活動に要する経費 ※9		対象経費の4/5以内 （千円未満の額は切り捨て、1箇所200万円を上限とする。ただし、修理、移築又は買取りに要する経費と合わせて500万円を上限とする。）※10	

※1 県における補助事業の対象となっていないもので、地域住宅交付金、まちづくり交付金等国における補助事業を行う場合は、国庫補助額を控除した額を対象経費とする。

※2 修理に要する経費（事務費を除く。）とは、工事経費、工事を施工するために必要な設計料及び監理料とする。

※3 文化的価値の保存のために行う応急的な修理とする。

※4 外観（これと密接な関連を有する内部を含む。）の保存のために行う修理とする。

※5 移設とは、寄付又は買取りによる市町の佐賀県遺産の取得に伴う移設とする。

移設に要する経費（事務費を除く。）とは、工事経費、工事を施工するために必要な設計料及び監理料とし、移設先用地の購入のために要する経費は補助対象としない。

※6 買取りに要する経費（事務費を除く。）については、市町が佐賀県遺産を購入するための購入経費とし、土地購入のために要する経費は補助対象としない。また、佐賀県遺産の購入経費は、固定資産評価額等を基準とする。

※7 補助金額は、佐賀県遺産1箇所あたり500万円を上限とする。上限額の範囲内で、複数年度に分割して補助することができる。

※8 佐賀県遺産の認定後に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定に基づき文部科学大臣に指定され、若しくは選定された文化財又は佐賀県文化財保護条例（昭和51年条例第22号）の規定に基づき佐賀県教育委員会により指定された文化財は、補助対象と

しない。

- ※9 良好な景観の保全・形成及びその活用を推進する各種活動は、次のようなものとする。
建造物に関する啓発・研修活動、建造物の景観資源の調査、建造物を周知するための広報活動、建造物に関する住民協定づくり、屋外広告物等のルールづくり等の活動。
ただし、食糧費、恒常的に必要となる人件費、家賃、光熱費、机・椅子・パソコン等の備品購入費等に要する経費は補助対象としない。
- ※10 補助金額は、佐賀県遺産1箇所あたり200万円を上限とする。上限額の範囲内で、複数年度に分割して補助することができる。
- ※11 市町以外が所有者の場合の対象経費は、修理に要する経費（事務費を除く。）として市町が補助する額

別表2 (第2条関係)

【地区に対する補助】※4

対象経費※1	補助事業者及び補助率	
	認定申請者	
	市町	佐賀県遺産の地区の住民等の代表者
良好な景観の保全・形成及びその活用に資する各種活動に要する経費※2	対象経費の4/5以内 (千円未満の額は切り捨て、1箇所200万円を上限とする。) ※3	

- ※1 県における補助事業の対象となっていないもので、地域住宅交付金、まちづくり交付金等国における補助事業を行う場合は、国庫補助額を控除した額を対象経費とする。
- ※2 良好な景観の保全・形成及びその活用を推進する各種活動は、次のようなものとする。
地区住民の啓発・研修活動、地区の景観資源の調査、地区を周知するための広報、住民協定づくり、屋外広告物等のルールづくり等の活動。
ただし、食料費、恒常的に必要となる人件費、家賃、光熱費、机・椅子・パソコン等の備品購入費等に要する経費は補助対象としない。
- ※3 補助金額は、佐賀県遺産1箇所あたり200万円を上限とする。上限額の範囲内で、複数年度に分割して補助することができる。
- ※4 佐賀県遺産の認定後に、文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定に基づき文部科学大臣に指定され、若しくは選定された文化財又は佐賀県文化財保護条例(昭和51年条例第22号)の規定に基づき佐賀県教育委員会により指定された文化財は、補助対象としない。